

兵庫県公報

平成23年3月31日 木曜日 第11号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

	ページ
病院局管理規程	
○ 病院局看護師修学資金貸与規程	1
○ 病院事業職員の給与に関する規程及び病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する管理規程	3
○ 病院局組織規程の一部を改正する管理規程	17
○ 兵庫県立柏原看護専門学校学則及び兵庫県立淡路看護専門学校学則の一部を改正する管理規程	18
病院局達	
○ 勤務命令	19

病院局管理規程

病院局看護師修学資金貸与規程をここに公布する。

平成23年3月31日

兵庫県病院事業管理者 前田 盛

兵庫県病院局管理規程第8号

病院局看護師修学資金貸与規程

(目的)

第1条 この管理規程は、将来指定県立病院において看護師として勤務しようとする者に対して、県が修学資金を貸与することにより、当該指定県立病院の看護師の確保・充実に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この管理規程において、「養成施設」とは次に掲げるものをいう。

(1) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第20条第1号に規定する学校及び同条第2号に規定する助産師養成所

(2) 法第21条第1号に規定する大学、同条第2号に規定する学校及び同条第3号に規定する看護師養成所

2 この管理規程において、「指定県立病院」とは、兵庫県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年兵庫県条例第56号）第2条第2項に規定する兵庫県立淡路病院、兵庫県立柏原病院その他同項に規定する病院のうち兵庫県病院事業管理者（以下「管理者」という。）が指定するものをいう。

(貸与を受ける者の要件)

第3条 管理者は次の各号に掲げる要件を備えている者に対し、修学資金を貸与することができる。

(1) 養成施設に在学していること（通信制及び高等学校の高校課程を除く。）。

(2) 養成施設卒業後、看護師免許を取得し、直ちに看護師として指定県立病院に勤務する意思を有していること。

(3) 管理者が別に定める年齢要件に該当すること。

(4) 地方公務員法第16条各号に該当しないこと。

(修学資金の額等)

第4条 修学資金として貸与する金額は、月額50,000円とする。

2 修学資金を貸与する期間は、養成施設における正規の修学期間とする。

3 修学資金は、無利息とする。

4 管理者は、修学資金を新たに貸与しようとする者を毎年度予算の範囲内で前条に規定する要件を備えている者の中から選考のうえ、決定するものとする。

(連帯保証人)

第5条 修学資金の貸与を受けようとする者は、別に定めるところにより、連帯保証人（修学資金の貸与を受けようとする者と連帯して債務を負担する者をいう。）を2人立てなければならない。

（貸与の取消し）

第6条 管理者は修学資金の貸与の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の貸与の決定を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する要件を失ったとき。
- (2) 心身の故障のため、修学の見込みがなくなると認めるとき。
- (3) 学業成績又は性行が著しく不良であると認められるとき。
- (4) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、修学資金を支給することが不適当であると認められるとき。

（貸与の一時停止）

第7条 管理者は、修学資金の貸与を受けている者（以下「被貸与者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の貸与を一時停止することができる。

- (1) 長期欠席又は休学したとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、管理者が、修学資金を支給することが不適当であると認められるとき。

（返還の猶予）

第8条 管理者は、被貸与者が、次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の返還を猶予する。

- (1) 指定県立病院において看護師として勤務する期間（管理者が行う兵庫県職員〔看護師等〕採用候補者選考試験に合格し、勤務する期間に限る。以下同じ。）
- (2) 災害、病気その他やむを得ない理由により、修学資金を返還することが困難であると管理者が認めるとき、当該理由が存する期間
- (3) 前2号に規定する場合のほか、管理者が特に必要があると認めた期間

（返還の免除）

第9条 管理者は、被貸与者が指定県立病院において看護師として勤務する期間が、修学資金の貸与期間以上となるときは、別に定めるところにより、修学資金の返還を免除するものとする。

- 2 管理者は、被貸与者が指定県立病院に在職している期間中に業務に起因して死亡したとき、又は当該期間中に業務に起因して精神若しくは身体の機能に著しい障害が生じ、労働能力を喪失したときは、別に定めるところにより修学資金の返還を免除するものとする。
- 3 前2項に規定する場合のほか、やむを得ない理由により、管理者が修学資金の返還の債務を免除することが適当と認めた場合には、修学資金の返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

（返還）

第10条 被貸与者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、別に定めるところにより、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から起算して3月以内に修学資金を一括して返済しなければならない。

- (1) 第6条の規定により修学資金の貸与を取り消されたとき。
- (2) 第8条の規定による修学資金の返還の猶予を受けることができなくなったとき。
- (3) 死亡又は心身の故障により看護師の業務に従事できないとき。
- (4) 養成施設を卒業後、引き続き指定県立病院に看護師として勤務しないとき。

- 2 管理者は、前項の規定にかかわらず、特に必要と認めたときは、修学資金の返還を猶予し、又は返還すべき額を分割して納付させることができる。

（延滞利息）

第11条 被貸与者は、正当な理由がなく修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年10.75パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

- 2 前項で定める延滞利息を計算する場合の年当たりの割合は、^{じゅうごう}閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

（補則）

第12条 この管理規程に定めるもののほか、この管理規程の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この管理規程は、平成23年4月1日から施行する。

病院事業職員の給与に関する規程及び病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成23年 3月31日

兵庫県病院事業管理者 前 田 盛

兵庫県病院局管理規程第9号

病院事業職員の給与に関する規程及び病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する管理規程

(病院事業職員の給与に関する規程の一部改正)

第1条 病院事業職員の給与に関する規程(平成14年兵庫県病院局管理規程第12号)の一部を次のように改正する。

第18条に次の1号を加える。

(18) 救急外来業務手当

第40条第1項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の145」を「100分の140」に、「100分の150」を「100分の137.5」に、「100分の165」を「100分の155」に、「100分の105」を「100分の102.5」に、「100分の130」を「100分の117.5」に改め、同条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の150」を「100分の137.5」に、「100分の85」を「100分の80」に、「100分の105」を「100分の102.5」に、「100分の130」を「100分の117.5」に、「100分の75」を「100分の70」に改める。

第42条第1項第1号中「100分の70」を「100分の67.5」に、「100分の90」を「100分の87.5」に改め、同項第2号中「100分の35」を「100分の32.5」に、「100分の45」を「100分の42.5」に改める。

第50条の2の見出しを「(給料が不支給となる場合)」に改め、同条中「(病気休暇が結核性疾患による場合にあっては、1年)」を「(公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係る療養のために勤務しない期間を除く。)」に、「の半額を減ずる」を「を支給しない」に改める。

第50条の4中「月の中途において給料の半額が減ぜられることとなった場合等月の一部の日につき給料の半額が減ぜられる場合」を「条例第22条第2項の規定により月の一部の日につき給料が支給されない場合」に改め、同条を第50条の5とする。

第50条の3を第50条の4とする。

第50条の2の次に次の1条を加える。

(給料が不支給となる場合に支給しない手当)

第50条の3 条例第22条第2項の規定により給料が支給されない場合においては、その支給されない日(次項において「給料不支給日」という。)につき、地域手当を支給しない。

2 条例第19条第1項又は第20条第1項に規定する基準日が給料不支給日又は連続する給料不支給日の間にある勤務時間規程第3条第1項に規定する週休日若しくは勤務時間規程第15条に規定する休日となる場合においては、その基準日に係る期末手当又は勤勉手当を支給しない。

附則第17項中「病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程(平成22年兵庫県病院局管理規程第2号。以下「平成22年改正規程」という。)附則第4項から第6項まで」を「病院事業職員の給与に関する規程及び病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する管理規程(平成23年兵庫県病院局管理規程第9号。以下「平成23年改正規程」という。)附則第4項から第6項まで」に、「病院事業職員の給与に関する規程(職員の子育て支援に関する規則(平成21年兵庫県人事委員会規則第2号)第3条第1項及び第4条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)、平成22年改正規程附則第4項から第6項までの規定により定められている」を「第2条から第6条まで及び平成23年改正規程附則第4項から第6項までの規定により定められる」に改め、同項第4号中「前各項」を「前3号」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第2条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務 の級 号給	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	特10級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
再任用職員以 外の職員	1	135,600	185,800	215,600	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000	466,700	532,000
	2	136,700	187,600	217,500	264,000	291,500	322,900	368,800	415,500	469,800	535,100
	3	137,900	189,400	219,400	266,000	293,800	325,200	371,400	418,000	472,900	538,300
	4	139,000	191,200	221,200	268,100	296,100	327,500	374,000	420,500	476,000	541,500
	5	140,100	192,800	222,900	270,200	298,200	329,800	376,300	422,800	479,000	544,700
	6	141,200	194,600	224,800	272,300	300,500	331,900	378,800	425,200	482,100	547,200
	7	142,300	196,400	226,700	274,400	302,800	334,100	381,300	427,600	485,200	549,700
	8	143,400	198,200	228,500	276,500	305,100	336,300	383,800	430,000	488,300	552,200
	9	144,500	200,000	230,200	278,600	307,300	338,600	386,400	432,300	491,300	554,700
	10	145,900	201,800	232,100	280,700	309,600	340,800	389,100	434,600	494,400	556,600
	11	147,200	203,600	234,000	282,800	311,900	343,000	391,800	436,900	497,500	558,400
	12	148,500	205,400	235,800	284,900	314,200	345,200	394,500	439,100	500,600	560,300
	13	149,800	207,000	237,500	287,000	316,400	347,200	397,100	441,300	503,600	562,100
	14	151,300	208,900	239,400	289,100	318,600	349,300	399,400	443,300	506,000	563,600
	15	152,800	210,800	241,200	291,200	320,800	351,400	401,700	445,300	508,400	565,100
	16	154,400	212,700	243,100	293,300	323,000	353,500	404,100	447,300	510,800	566,600
	17	155,700	214,600	244,900	295,400	325,200	355,500	406,400	449,300	513,300	568,100
	18	157,200	216,500	246,800	297,500	327,300	357,500	408,500	451,100	514,800	569,300
	19	158,700	218,400	248,600	299,600	329,400	359,500	410,600	452,900	516,300	570,500
	20	160,200	220,300	250,400	301,700	331,400	361,400	412,700	454,700	517,800	571,700
	21	161,600	222,000	252,200	303,800	333,500	363,500	414,800	456,500	519,000	572,900
	22	164,300	223,900	254,200	305,900	335,600	365,400	416,800	458,000	520,500	
	23	166,900	225,800	256,200	308,000	337,700	367,400	418,800	459,500	522,000	
	24	169,500	227,700	258,200	310,100	339,800	369,400	420,800	461,000	523,500	
	25	172,200	229,300	260,100	312,100	341,500	371,500	422,900	462,500	524,800	
	26	173,900	231,100	262,000	314,200	343,500	373,500	424,500	463,900	526,000	
	27	175,600	232,800	263,900	316,300	345,500	375,500	426,100	465,300	527,200	
	28	177,300	234,600	265,700	318,400	347,500	377,500	427,700	466,600	528,400	
	29	178,800	236,100	267,700	320,400	349,400	379,500	429,400	467,800	529,600	
	30	180,600	237,600	269,600	322,500	351,300	381,400	430,700	468,600	530,500	
	31	182,400	239,100	271,500	324,600	353,200	383,300	432,000	469,400	531,400	
	32	184,200	240,600	273,400	326,700	355,100	385,100	433,300	470,200	532,300	
	33	185,800	242,100	275,300	328,400	357,000	386,900	434,600	471,000	533,100	
	34	187,300	243,600	277,200	330,400	358,800	388,600	435,900	471,800	534,000	
	35	188,800	245,100	279,100	332,500	360,600	390,300	437,200	472,600	534,900	
	36	190,300	246,700	281,000	334,600	362,300	392,000	438,400	473,400	535,800	
	37	191,600	248,000	282,700	336,500	364,200	393,700	439,700	474,200	536,700	
	38	192,900	249,600	284,600	338,500	365,600	394,900	440,600	475,000	537,600	
	39	194,200	251,200	286,500	340,500	367,100	396,100	441,500	475,800	538,500	
	40	195,500	252,800	288,400	342,500	368,600	397,300	442,400	476,600	539,400	
	41	196,900	254,200	290,100	344,400	370,100	398,400	443,200	477,400	540,300	
	42	198,200	255,600	291,900	346,300	371,300	399,600	444,000	478,100	541,200	
	43	199,500	257,000	293,700	348,200	372,500	400,800	444,800	478,900	542,100	
	44	200,800	258,400	295,500	350,100	373,700	402,000	445,600	479,700	543,000	
	45	202,000	259,700	297,400	352,000	374,700	403,000	446,400	480,500	543,900	
	46	203,300	261,100	299,100	353,600	375,600	403,700	447,200	481,200		
	47	204,600	262,500	300,800	355,200	376,500	404,400	448,000	482,000		
	48	205,900	263,900	302,500	356,800	377,400	405,100	448,800	482,800		
	49	207,100	265,200	304,200	358,500	378,400	405,900	449,400	483,600		
	50	208,200	266,400	305,900	359,700	379,200	406,600	450,200			
	51	209,300	267,700	307,600	360,900	380,000	407,300	451,000			
	52	210,400	269,000	309,300	362,000	380,800	408,000	451,800			
	53	211,600	270,100	310,600	363,000	381,700	408,800	452,400			
	54	212,600	271,400	312,200	364,100	382,400	409,500	453,200			
	55	213,600	272,700	313,800	365,100	383,100	410,200	454,000			
	56	214,600	274,000	315,400	366,200	383,800	410,900	454,800			
	57	215,400	275,200	317,100	367,100	384,500	411,600	455,400			
	58	216,400	276,300	318,700	367,800	385,100	412,300	456,200			
	59	217,300	277,400	320,300	368,500	385,800	413,000	457,000			
	60	218,300	278,500	321,900	369,200	386,500	413,700	457,800			

61	219,200	279,700	323,400	369,800	387,000	414,300	458,400				
62	220,200	280,700	324,600	370,500	387,700	415,000	459,200				
63	221,200	281,700	325,800	371,200	388,400	415,700	460,000				
64	222,200	282,700	327,000	371,900	389,100	416,400	460,800				
65	223,000	283,500	328,100	372,400	389,600	416,900	461,400				
66	224,000	284,400	329,100	373,100	390,300	417,500					
67	225,000	285,300	330,000	373,800	391,000	418,200					
68	226,100	286,200	331,000	374,500	391,700	418,900					
69	226,900	287,200	331,900	375,000	392,200	419,400					
70	227,700	288,000	332,700	375,700	392,900	420,100					
71	228,500	288,800	333,500	376,400	393,600	420,800					
72	229,300	289,600	334,300	377,100	394,300	421,500					
73	230,100	290,400	335,200	377,600	394,800	422,000					
74	230,800	290,900	335,900	378,300	395,500	422,700					
75	231,500	291,400	336,600	379,000	396,200	423,400					
76	232,200	291,900	337,300	379,700	396,900	424,100					
77	233,000	292,300	337,800	380,200	397,300	424,600					
78	233,800	292,700	338,400	380,800	398,000	425,300					
79	234,600	293,100	339,000	381,400	398,700	426,000					
80	235,400	293,500	339,600	382,000	399,400	426,700					
81	236,100	293,800	340,000	382,700	399,900	427,200					
82	236,800	294,200	340,500	383,300	400,600						
83	237,500	294,600	341,000	383,900	401,300						
84	238,200	295,000	341,500	384,500	402,000						
85	239,000	295,300	342,000	385,100	402,500						
86	239,700	295,700	342,500	385,700	403,200						
87	240,400	296,100	343,000	386,300	403,900						
88	241,100	296,500	343,500	386,900	404,600						
89	241,900	296,800	344,000	387,600	405,100						
90	242,400		344,500		405,800						
91	242,900		345,000		406,500						
92	243,400		345,500		407,200						
93	243,700		345,900		407,700						
94			346,400								
95			346,900								
96			347,400								
97			347,700								
98			348,200								
99			348,700								
100			349,200								
101			349,500								
102			350,000								
103			350,500								
104			351,000								
105			351,300								
106			351,700								
107			352,100								
108			352,500								
109			353,000								
110			353,400								
111			353,800								
112			354,200								
113			354,700								
再任用職員		186,300	214,000	258,400	278,700	294,300	320,300	363,000	397,300	449,600	532,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第3及び別表第4を次のように改める。
別表第3（第2条関係）

看護職給料表

職員の区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員	1	153,300	180,500	229,300	254,700	285,600	332,100	378,400
	2	154,700	182,600	231,100	255,900	287,600	334,300	381,100
	3	156,200	184,700	232,900	257,200	289,600	336,500	383,800
	4	157,600	186,800	234,700	258,500	291,600	338,700	386,500
	5	159,000	188,900	236,300	259,600	293,400	340,900	389,100
	6	160,500	191,300	237,800	261,000	295,300	343,100	391,600
	7	162,000	193,600	239,300	262,300	297,200	345,300	394,100
	8	163,500	195,900	240,800	263,700	299,100	347,500	396,600
	9	164,800	198,300	242,200	265,100	301,100	349,300	398,900
	10	166,500	199,700	243,600	266,400	303,000	351,300	401,200
	11	168,100	201,100	245,000	268,000	304,900	353,300	403,600
	12	169,700	202,500	246,400	269,600	306,800	355,300	406,000
	13	171,200	203,900	247,700	271,200	308,600	357,500	408,400
	14	173,200	205,400	249,000	272,800	310,400	359,600	410,600
	15	175,200	206,900	250,300	274,400	312,200	361,700	412,800
	16	177,200	208,400	251,600	276,000	314,000	363,800	415,000
	17	179,400	209,800	252,600	277,600	315,900	365,900	417,100
	18	181,500	211,300	254,000	279,100	317,600	368,000	419,300
	19	183,600	212,800	255,300	280,600	319,300	370,100	421,500
	20	185,700	214,300	256,600	282,100	321,000	372,200	423,700
	21	187,800	215,700	257,800	283,700	322,700	374,400	425,700
	22	190,000	217,400	259,200	285,300	324,300	376,600	427,600
	23	192,200	219,100	260,600	286,900	325,900	378,800	429,500
	24	194,400	220,800	262,000	288,500	327,500	381,000	431,400
	25	196,500	222,300	263,500	289,900	329,200	383,000	433,200
	26	197,800	224,000	265,100	291,700	330,700	385,000	434,900
	27	199,100	225,700	266,600	293,500	332,300	387,000	436,600
	28	200,400	227,400	268,200	295,300	333,900	389,000	438,200
	29	201,600	229,200	269,800	296,900	335,400	391,000	439,700
	30	202,900	230,700	271,400	298,600	336,900	392,900	441,300
	31	204,200	232,200	273,000	300,300	338,400	394,800	442,900
	32	205,500	233,700	274,600	302,000	339,900	396,700	444,500
	33	206,800	235,200	276,200	303,500	341,600	398,400	446,200
	34	208,100	236,600	277,700	305,100	343,200	400,100	447,800
	35	209,400	238,000	279,200	306,700	344,800	401,900	449,400
	36	210,700	239,400	280,700	308,300	346,400	403,700	451,000
	37	212,100	240,700	282,300	309,900	348,100	405,600	452,500
	38	213,500	242,000	283,800	311,500	349,700	407,400	454,000
	39	214,900	243,300	285,300	313,100	351,300	409,200	455,500
	40	216,300	244,600	286,800	314,700	352,900	411,000	457,000
	41	217,500	245,600	288,400	316,300	354,500	412,700	458,300
	42	218,900	246,900	290,000	317,800	356,100	414,400	459,200
	43	220,300	248,100	291,600	319,300	357,700	416,100	460,100
	44	221,700	249,400	293,200	320,800	359,300	417,700	461,000
	45	223,100	250,600	294,600	322,100	360,900	419,200	462,000
	46	224,600	252,000	296,100	323,500	362,400	420,800	462,900
	47	226,100	253,400	297,600	324,900	363,900	422,400	463,800
	48	227,600	254,800	299,100	326,400	365,300	424,000	464,700
	49	228,900	256,200	300,500	327,700	366,800	425,700	465,700
	50	230,300	257,700	301,900	329,100	368,200	427,300	466,400
	51	231,700	259,100	303,300	330,400	369,600	428,900	467,200
	52	233,100	260,500	304,700	331,800	371,000	430,500	468,000
	53	234,400	262,000	306,200	333,200	372,500	432,000	468,900
	54	235,700	263,600	307,600	334,600	373,700	433,500	469,700
	55	237,000	265,200	309,000	336,000	374,900	435,000	470,500
	56	238,300	266,700	310,400	337,400	376,100	436,500	471,300
	57	239,500	268,300	311,600	338,600	377,400	437,800	472,200
	58	240,800	269,900	312,900	340,000	378,400	438,700	
	59	242,000	271,500	314,200	341,400	379,400	439,600	
	60	243,300	273,100	315,600	342,800	380,400	440,500	

61	244,500	274,700	316,800	344,000	381,200	441,400
62	245,800	276,200	318,100	345,300	382,000	442,300
63	247,100	277,700	319,400	346,600	382,800	443,200
64	248,400	279,200	320,700	347,900	383,600	444,100
65	249,600	280,800	322,000	349,100	384,500	445,000
66	250,900	282,300	323,300	350,300	385,300	445,800
67	252,300	283,800	324,600	351,500	386,100	446,600
68	253,700	285,300	325,900	352,700	386,900	447,400
69	254,800	286,600	327,000	353,700	387,700	448,200
70	256,100	288,100	328,200	354,800	388,400	
71	257,400	289,600	329,400	355,900	389,100	
72	258,700	291,100	330,500	357,000	389,800	
73	260,100	292,400	331,800	358,000	390,600	
74	261,400	293,800	332,900	359,100	391,200	
75	262,700	295,200	334,100	360,200	391,800	
76	264,000	296,600	335,300	361,300	392,400	
77	265,100	298,100	336,500	362,200	393,000	
78	266,300	299,400	337,700	363,000	393,600	
79	267,600	300,700	338,900	363,800	394,200	
80	268,900	302,000	340,100	364,600	394,800	
81	270,000	302,900	341,200	365,300	395,300	
82	271,100	304,100	342,300	365,900	395,900	
83	272,200	305,300	343,400	366,500	396,500	
84	273,300	306,600	344,500	367,100	397,100	
85	274,200	307,700	345,600	367,800	397,600	
86	275,300	308,900	346,600	368,400	398,200	
87	276,400	310,100	347,600	369,000	398,800	
88	277,500	311,300	348,600	369,600	399,400	
89	278,600	312,600	349,700	370,100	399,800	
90	279,600	313,800	350,500	370,700	400,400	
91	280,600	315,000	351,300	371,300	401,000	
92	281,600	316,200	352,100	371,900	401,600	
93	282,600	317,400	352,900	372,400	402,100	
94	283,600	318,200	353,600	372,900	402,700	
95	284,600	319,000	354,300	373,400	403,300	
96	285,600	319,800	355,000	373,900	403,900	
97	286,500	320,500	355,500	374,500	404,400	
98	287,300	321,200	356,000	375,000	405,000	
99	288,100	321,900	356,500	375,500	405,600	
100	289,000	322,600	357,000	376,000	406,200	
101	289,800	323,100	357,600	376,600	406,700	
102	290,600	323,700	358,100	377,100	407,300	
103	291,400	324,300	358,600	377,600	407,900	
104	292,200	324,900	359,100	378,100	408,500	
105	292,900	325,300	359,700	378,700	409,000	
106	293,400	325,800	360,200	379,200		
107	293,900	326,300	360,700	379,700		
108	294,400	326,800	361,200	380,200		
109	294,900	327,300	361,700	380,800		
110	295,300	327,700	362,200	381,300		
111	295,700	328,100	362,700	381,800		
112	296,100	328,500	363,200	382,300		
113	296,500	328,900	363,700	382,900		
114	296,900	329,300	364,200	383,400		
115	297,300	329,700	364,700	383,900		
116	297,700	330,000	365,100	384,400		
117	298,000	330,300	365,500	385,000		
118	298,400	330,700	366,000	385,500		
119	298,800	331,100	366,500	386,000		
120	299,200	331,500	367,000	386,500		

	121	299,500	331,700	367,400	387,100			
	122	299,900	332,100	367,900	387,600			
	123	300,300	332,500	368,400	388,100			
	124	300,700	332,900	368,900	388,600			
	125	300,900	333,100	369,300	389,200			
	126	301,300	333,500	369,800	389,700			
	127	301,700	333,900	370,300	390,200			
	128	302,100	334,300	370,800	390,700			
	129	302,300	334,600	371,200	391,300			
	130	302,700	335,000	371,700	391,800			
	131	303,100	335,400	372,200	392,300			
	132	303,500	335,800	372,700	392,800			
	133	303,700	336,100	373,100	393,400			
	134	304,100	336,500	373,600	393,900			
	135	304,500	336,900	374,100	394,400			
	136	304,900	337,300	374,600	394,900			
	137	305,100	337,600	375,000	395,500			
	138	305,500	338,000					
	139	305,900	338,400					
	140	306,300	338,800					
	141	306,500	339,100					
	142	306,900	339,500					
	143	307,300	339,900					
	144	307,700	340,300					
	145	307,900	340,600					
	146	308,300	341,000					
	147	308,700	341,400					
	148	309,100	341,800					
	149	309,300	342,100					
	150	309,600	342,500					
	151	309,900	342,900					
	152	310,200	343,300					
	153	310,600	343,600					
	154	310,900	344,000					
	155	311,200	344,400					
	156	311,500	344,800					
	157	311,900	345,100					
	158	312,200	345,500					
	159	312,500	345,900					
	160	312,800	346,300					
	161	313,200	346,600					
	162	313,500	347,000					
	163	313,800	347,400					
	164	314,100	347,800					
	165	314,500	348,100					
	166	314,800						
	167	315,100						
	168	315,400						
	169	315,800						
	170	316,100						
	171	316,400						
	172	316,700						
	173	317,100						
	174	317,400						
	175	317,700						
	176	318,000						
	177	318,400						
再任用職員		233,800	258,600	266,000	276,400	293,600	331,700	377,500

備考 この表は、看護師及び准看護師である職員に適用する。

別表第4（第2条関係）
技能労務職給料表

第1

職員の区分	号給	給料月額
再任用職員 以外の職員	1	—
	2	—
	3	—
	4	—
	5	—
	6	—
	7	—
	8	—
	9	121,600
	10	122,500
	11	123,500
	12	124,400
	13	125,400
	14	126,400
	15	127,400
	16	128,400
	17	129,200
	18	130,200
	19	131,200
	20	132,300
	21	133,100
	22	134,100
	23	135,100
	24	136,100
	25	137,200
	26	138,400
	27	139,600
	28	140,800
	29	141,900
	30	143,100
	31	144,300
	32	145,500
	33	146,700
	34	148,200
	35	149,700
	36	151,200
	37	152,600
	38	154,100
	39	155,600
	40	157,100
	41	158,600
	42	160,400
	43	162,200
	44	164,000
	45	165,800
	46	167,500
	47	169,200
	48	170,900
	49	172,600
	50	174,100
	51	175,600
	52	177,100

53	178,500
54	180,000
55	181,500
56	183,000
57	184,500
58	185,700
59	187,000
60	188,300
61	189,700
62	190,800
63	192,000
64	193,200
65	194,400
66	195,600
67	196,700
68	197,800
69	200,100
70	201,600
71	203,100
72	204,600
73	206,100
74	207,700
75	209,300
76	210,900
77	212,300
78	214,000
79	215,700
80	217,400
81	218,900
82	220,100
83	221,300
84	222,500
85	223,800
86	225,400
87	227,000
88	228,600
89	230,300
90	233,300
91	236,200
92	239,000
93	247,300
94	248,700
95	250,100
96	251,500
97	252,700
98	254,000
99	255,300
100	256,600
101	257,700
102	259,000
103	260,300
104	261,600

105	262,700
106	263,900
107	265,100
108	266,200
109	267,400
110	268,600
111	269,800
112	271,000
113	272,000
114	273,100
115	274,200
116	275,300
117	276,400
118	277,500
119	278,600
120	279,700
121	280,800
122	281,900
123	283,000
124	284,100
125	285,000
126	286,100
127	287,200
128	288,300
129	289,000
130	289,900
131	290,800
132	291,800
133	292,700
134	293,700
135	294,700
136	295,700
137	296,500
138	297,400
139	298,300
140	299,200
141	300,100
142	301,000
143	301,900
144	302,800
145	303,600
146	304,400
147	305,200
148	306,000
149	306,800
150	307,600
151	308,400
152	309,200
153	309,800
154	310,500
155	311,200
156	311,900

	157	312,600
	158	313,200
	159	313,800
	160	314,400
	161	315,100
	162	315,600
	163	316,100
	164	316,600
	165	316,900
	166	317,400
	167	317,900
	168	318,400
	169	318,700
	170	319,100
	171	319,500
	172	319,900
	173	320,400
	174	320,800
	175	321,200
	176	321,600
	177	322,000
再任用職員		247,000

第2

職員の区分	号給	給料月額
		円
再任用職員	201	264,000
以外の職員	202	265,900
	203	267,800
	204	269,700
	205	271,600
	206	273,500
	207	275,400
	208	277,300
	209	279,200
	210	281,100
	211	283,000
	212	284,900
	213	286,800
	214	288,700
	215	290,600
	216	292,500
	217	294,200
	218	296,000
	219	297,800
	220	299,600
	221	301,200
	222	302,900
	223	304,600
	224	306,300
	225	307,900
	226	309,600

227	311,300
228	313,000
229	314,300
230	315,700
231	317,100
232	318,600
233	320,200
234	321,700
235	323,200
236	324,700
237	326,300
238	327,600
239	328,900
240	330,100
241	331,400
242	332,700
243	333,900
244	335,200
245	336,500
246	337,800
247	339,100
248	340,400
249	341,600
250	342,800
251	344,000
252	345,200
253	346,300
254	347,400
255	348,500
256	349,600
257	350,800
258	351,800
259	352,800
260	353,800
261	354,800
262	355,700
263	356,600
264	357,500
265	358,400
266	360,200
267	362,000
268	363,800
269	365,300
270	365,900
271	366,500
272	367,100
273	367,600
274	368,200
275	368,800
276	369,400
277	369,900
278	370,500

	279	371,100
	280	371,700
	281	372,200
	282	372,800
	283	373,400
	284	374,000
	285	374,500
	286	375,100
	287	375,700
	288	376,300
	289	376,800
	290	377,400
	291	378,000
	292	378,600
	293	379,100
	294	379,700
	295	380,300
	296	380,900
	297	381,400
	298	382,000
	299	382,600
	300	383,200
	301	383,700
	302	384,300
	303	384,900
	304	385,500
	305	386,000
	306	386,600
	307	387,200
	308	387,800
	309	388,300
再任用職員		247,000

備考 この表は、病院局組織規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第7号）第36条に規定する職員に適用する。

別表第8 県立病院の項 7級の欄及び8級の欄中

「放射線技師長」

を

「放射線技師長

放射線技術部長」

に改め、同表県立東洋医学研究所附属柏原^{しんきゅう}鍼灸院の項を削る。

別表第9 県立尼崎病院の項 3級の欄及び4級の欄中

「地域医療連携部長」

を

「地域医療連携部長

難病相談センター長」

に改め、同表県立西宮病院の項 3級の欄及び4級の欄中

「診療部長」

を

「診療部長

救命救急センター長」
 に、
 「科部長
 センター部長」
 を
 「科部長」
 に改め、同表県立加古川医療センターの項 3 級の欄及び 4 級の欄中
 「副院長」
 を
 「副院長
 参事」
 に、
 「救命救急センター長参事」
 を
 「救命救急センター長」
 に改め、同表県立粒子線医療センターの項 3 級の欄及び 4 級の欄中
 「参事」
 を
 「参事
 医療部長」
 に改め、同表県立東洋医学研究所附属柏原鍼灸院しんきゅうの項を削る。
 別表第11歯科衛生士の款中

「

短大卒	2 級19号給
-----	---------

」

を

「

短大 3 卒	2 級25号給
短大卒	2 級19号給

」

に改める。
 別表第16地方機関の項中「診療部長」の右に「、県立西宮病院の救命救急センター長」を加え、「県立粒子線医療センターの参事及び医療部長」を「県立粒子線医療センターの参事、医療部長及び放射線技術部長」に、「県立粒子線医療センターの装置管理科長」を「県立粒子線医療センターの放射線物理科長」に改める。
 (病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程)

第 2 条 病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

第19条第 1 項第 2 号中「結核性疾患又は」を削り、同項第 3 号中「任命権者が 4 月（任命権者が特に必要と認めるときは、 6 月）」を「管理者が90日」に改める。

別表第 2 備考中「教育職員等以外の職員にあつては、」を削る。

附 則

(施行期日)

- この管理規程は、平成23年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中病院事業職員の給与に関する規程（以下「給与規程」という。）第18条に 1 号を加える改正規定は、公布の日から施行する。
 (施行日前の異動者の号給等の調整)
- この管理規程の施行の日（以下「施行日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員に相当する職員の施行日における号給又は給料月額については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 3 前項の規定の適用については、同項に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額、第1条の規定による改正前の給与規程（以下「改正前の給与規程」という。）の規定に従って定められたものでなければならない。

(給料の支給に関する経過措置)

- 4 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、その者の受ける給料月額（第1条の規定による改正後の給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）附則第17項の規定の適用がないものとした場合における給料月額をいう。以下この項において同じ。）が同日において受けていた給料月額（病院事業職員の給与に関する規程等の一部を改正する管理規程（平成22年兵庫県病院局管理規程第2号）附則第4項から第6項までの規定により給料として支給される額（以下「平成22年現給保障額」という。）を含む。）に達しないこととなる職員（職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年兵庫県条例第39号。以下「改正条例」という。）附則第4項各号列記以外の部分の人事委員会規則で定める職員に相当する職員を除く。）であって、第2号に掲げる額が第1号に掲げる額に満たないこととなる職員には、給料月額のほか、同号に掲げる額と第2号に掲げる額との差額に相当する額を給料として支給する。

- (1) 施行日の前日においてその者が受けていた給料月額（平成22年現給保障額を含む。）に、同日にその者が属していた職務の級及び受けていた号給に対応する附則別表減額率の欄に定める率を乗じて得た額
- (2) 改正後の給与規程の規定によりその者が受ける給料月額

- 5 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、改正条例附則第5項の規定による給料の支給の例により、前項の規定に準じて、給料を支給する。

- 6 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、改正条例附則第6項の規定による給料の支給の例により、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

(給料の不支給に関する経過措置)

- 7 改正条例附則第9項の管理規程で定める疾病は、精神障害とし、同項の管理規程で定めるこれに準ずる職員は、施行日後に取得する病気休暇（改正後の給与規程第50条の4の規定により、当該病気休暇の期間が施行日前に取得を始めた病気休暇の期間と通算される場合に限る。）のため勤務しない者とする。

- 8 改正条例附則第9項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正条例第9条の規定による改正前の病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成14年兵庫県条例第18号）第22条第2項の規定の適用を受ける職員については、改正前の給与規程第50条の2及び第50条の4の規定は、この管理規程の施行後も、なおその効力を有する。

(病気休暇の期間に関する経過措置)

- 9 次に掲げる病気休暇の期間については、第2条の規定による改正前の病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程第19条第1項の規定は、なおその効力を有する。

- (1) 施行日前から引き続き病気休暇の期間
- (2) 改正後の給与規程第50条の4の規定により、施行日前に取得を始めた病気休暇の期間と通算される施行日以後に取得する病気休暇の期間

附則別表

給料表	職務の級又は種別	号給	減額率
行政職給料表	特10級	1号給から21号給まで	100分の99.8
	10級	1号給から45号給まで	100分の99.8
	9級	1号給から49号給まで	100分の99.8
	8級	8号給から65号給まで	100分の99.8
		5号給から7号給まで	100分の99.9
		1号給から4号給まで	100分の100
	7級	17号給から81号給まで	100分の99.9
		1号給から16号給まで	100分の100
	6級	25号給から93号給まで	100分の99.9
		1号給から24号給まで	100分の100
	5級	33号給から89号給まで	100分の99.9
		1号給から32号給まで	100分の100
	4級	53号給から113号給まで	100分の99.9
		1号給から52号給まで	100分の100
	3級	65号給から89号給まで	100分の99.9
		1号給から64号給まで	100分の100
2級	1号給から93号給まで	100分の100	
医師・歯科医師職給料表	4級	1号給から73号給まで	100分の100
	3級	1号給から81号給まで	100分の100
	2級	1号給から85号給まで	100分の100
	1級	1号給から65号給まで	100分の100
看護職給料表	7級	1号給から57号給まで	100分の99.8
	6級	9号給から69号給まで	100分の99.9
		1号給から8号給まで	100分の100
	5級	29号給から105号給まで	100分の99.9
		1号給から28号給まで	100分の100
	4級	45号給から137号給まで	100分の99.9
		1号給から44号給まで	100分の100
	3級	57号給から137号給まで	100分の99.9
		1号給から56号給まで	100分の100
	2級	81号給から165号給まで	100分の99.9
1号給から80号給まで		100分の100	
1級	97号給から177号給まで	100分の99.9	
	1号給から96号給まで	100分の100	
技能労務職給料表	第1表	1号給から128号給まで	100分の100
		129号給から177号給まで	100分の99.9
	第2表	201号給から228号給まで	100分の100
		229号給から309号給まで	100分の99.9



病院局組織規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成23年 3月31日

兵庫県病院事業管理者 前 田 盛

兵庫県病院局管理規程第10号

病院局組織規程の一部を改正する管理規程

兵庫県病院局組織規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

第4条の表企画課の項中「企画係」を「企画係 粒子線医療係」に改める。

第6条に次の1号を加える。

- (9) 兵庫県立リハビリテーション中央病院及び兵庫県立リハビリテーション西播磨病院に関すること（経営課の所掌に属するものを除く。）。

第7条に次の1号を加える。

- (ii) 兵庫県立リハビリテーション中央病院及び兵庫県立リハビリテーション西播磨病院に関すること（管理課の所掌に属するものを除く。）。

第10条の表県立尼崎病院の款総務部の項、県立塚口病院の款総務部の項、及び県立西宮病院の款総務部の項中「医事課」を「医事企画課」に改め、同款に次のように加える。

救命救急センター	
----------	--

第10条の表県立加古川医療センターの款から県立姫路循環器病センターの款までの規定中「医事課」を「医事企画課」に改め、同表県立粒子線医療センターの款医療部の項中「放射線技術科 看護科」を「看護科」に、「装置管理科 研究科」を「研究科」に改め、同款に次のように加える。

放射線技術部	放射線技術科 放射線物理科
--------	---------------

第11条の表県立西宮病院の款に次のように加える。

救命救急センター	救急科
----------	-----

第11条の2を削る。

第12条第2項の表県立柏原病院の項中「県立東洋医学研究所附属柏原^{しんきゅう}鍼灸院」を削る。

第22条中第4号及び第5号を削り、第6号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 粒子線医療の臨床研究に関すること。

第22条の次に次の1条を加える。

（放射線技術部の業務）

第22条の2 放射線技術部においては、次に掲げる業務をつかさどる。

- (1) 放射線照射に関すること。
- (2) 粒子線医療装置の運転管理及び放射線の安全管理に関すること。
- (3) 粒子線医療の物理工学研究に関すること。

第27条第1項中「県立東洋医学研究所附属診療所及び県立東洋医学研究所附属柏原^{しんきゅう}鍼灸院」を「及び県立東洋医学研究所附属診療所」に改め、同条の表県立東洋医学研究所附属柏原^{しんきゅう}鍼灸院の項を削る。

第28条第3項を削る。

第32条第1項中「あつては院長」を「あつては、院長」に改め、「、県立東洋医学研究所附属柏原^{しんきゅう}鍼灸院にあつては所長」を削る。

第33条の表救命救急センター長の項中「県立加古川医療センター」を「県立西宮病院、県立加古川医療センター」に改め、同表科長の項中「放射線技術科、」及び「、装置管理科」を削り、「研究科」の右に「並びに放射線技術科及び放射線物理科」を加える。

第34条の表科部長又はセンター部長の項中「県立西宮病院の救急医療センター」を「県立西宮病院の救命救急センターの救急科」に改め、同表医長の項中「県立西宮病院の救急医療センター」を「県立西宮病院の救命救急センターの救急科」に改め、同表主任放射線技師の項中「医療部」を「放射線技術部」に改める。

附 則

この管理規程は、平成23年4月1日から施行する。



兵庫県立柏原看護専門学校学則及び兵庫県立淡路看護専門学校学則の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成23年 3月31日

兵庫県病院事業管理者 前 田 盛

兵庫県立柏原看護専門学校学則及び兵庫県立淡路看護専門学校学則の一部を改正する管理規程

(兵庫県立柏原看護専門学校学則の一部改正)

第1条 兵庫県立柏原看護専門学校学則(平成14年兵庫県病院局管理規程第23号)の一部を次のように改正する。

第24条中「在学し」の右に「、出席日数が別に定める日数以上であり」を加え、「すべて」を「全て」に改める。

第33条第2項中「管理者」を「病院事業管理者(以下「管理者」という。)」に改め、同条第5項中「さかのぼって」を「遡って」に改める。

(兵庫県立淡路看護専門学校学則の一部改正)

第2条 兵庫県立淡路看護専門学校学則(平成14年兵庫県病院局管理規程第24号)の一部を次のように改正する。

第24条中「在学し」の右に「、出席日数が別に定める日数以上であり」を加え、「すべて」を「全て」に改める。

第33条第2項中「管理者」を「病院事業管理者(以下「管理者」という。)」に改め、同条第5項中「さかのぼって」を「遡って」に改める。

附 則

この管理規程は、平成23年4月1日から施行する。

病 院 局 達**病院局達第1号**

地 方 機 関

病院局組織規程の一部を改正する規程(平成23年兵庫県病院局管理規程第10号)の施行の際、現に同管理規程第10条の表に掲げる県立病院の医事課に置かれている職に補せられ、若しくは命じられ、又は兼ねて補せられ、若しくは兼ねて命じられている職員は、別に発令されない限り、それぞれ医事企画課の従前と同一の名称の職に補せられ、若しくは命じられ、又は兼ねて補せられ、若しくは兼ねて命じられたものと心得られたい。

平成23年 3月31日

兵庫県病院事業管理者 前 田 盛